

証券コード 4881  
2022年3月11日

株主各位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
株式会社ファンペップ  
代表取締役社長 三好 稔美

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、来場はできる限りお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町1-4-2  
千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第9期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.funpep.co.jp>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

医薬品業界では新薬の研究開発の難易度が上昇しており、製薬会社は、従来の主役であった低分子医薬に加え、抗体医薬品、遺伝子医薬品、細胞医薬品・再生医療等の新しいタイプの創薬シーズ・モダリティ（創薬技術）を創薬系ベンチャー等から導入して研究開発パイプラインの強化を図っております。

当社が取り組んでいる抗体誘導ペプチド等の機能性ペプチドも新しいタイプの創薬シーズ・モダリティであり、当社は、大学等のシーズをインキュベーションして製薬会社に橋渡しすることで、医薬品業界における大学発創薬系ベンチャーの役割を果たしていきたいと考えております。この役割を担うため、当社は、大阪大学をはじめとする大学等の研究機関との間で、共同研究等により連携を図り、大学の技術シーズを生かした基礎研究を実施しております。更に、当社は、開発品の開発規模（試験規模及び必要資金規模）を踏まえ、医薬品の研究開発プロセスのうち、基礎研究から、一定段階の臨床試験や薬事承認までを実施して技術シーズのインキュベーションを行う方針です。

一方、医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社は、研究開発段階から製薬会社等との提携体制を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針です。医薬品の研究開発段階においては、契約一時金、研究開発協力金及び開発マイルストーンを受取り、当社開発品が将来上市に至った場合には、提携製薬会社からのロイヤリティー収入等によって本格的な利益拡大を実現する計画です。

このような業界環境及びビジネスモデルのもと、当社は、大阪大学大学院医学系研究科の研究成果である機能性ペプチド「AJP001」を強みとして展開する抗体誘導ペプチドプロジェクトと機能性ペプチド「SR-0379」を中心に研究開発を進めております。

## (A) 抗体誘導ペプチドプロジェクト

当社の創薬活動の強みは、新しいモダリティである抗体誘導ペプチドの創薬プラットフォーム技術「STEP UP (Search Technology of EPitope for Unique Peptide vaccine)」を保有していることです。当社は、機能性ペプチド「AJP001」を利用した創薬プラットフォーム技術により、多様な抗体誘導ペプチドを創生して開発パイプラインの強化を図ってまいります。高額な抗体医薬品に対して医療費を抑制できる代替医薬品として抗体誘導ペプチドを開発することにより、先進国で深刻化する医療財政問題の解決や患者様の経済的負担の軽減に貢献していきたいと考えております。

### a) 抗体誘導ペプチド「FPP003」 (標的タンパク質：IL-17A)

FPP003は、標的タンパク質IL-17Aに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。先行する抗IL-17A抗体医薬品は、尋常性乾癬、強直性脊椎炎、乾癬性関節炎及びX線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎等の幅広い薬事承認を取得しており、既に世界市場は数千億円規模まで拡大しております。

当社は、2019年4月からFPP003の尋常性乾癬を対象疾患とする第I/II a相臨床試験をオーストラリア<sup>(注)</sup>で進めております。

また、強直性脊椎炎を対象とする開発は前臨床試験の段階にあります。

なお、FPP003に関しては、2018年3月に大日本住友製薬株式会社との間でオプション契約を締結しており、同社は、北米での全疾患に対する独占的開発・商業化権の取得に関するオプション権を保有しております。

(注) オーストラリアでの臨床試験データは米欧等での承認申請に使用可能であり、次相以降は米国等での臨床試験を想定しております。

### b) 抗体誘導ペプチド「FPP004」 (標的タンパク質：IgE)

FPP004は、標的タンパク質IgEに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。

先行する抗IgE抗体医薬品は、喘息、慢性蕁麻疹及び花粉症(季節性アレルギー性鼻炎)の薬事承認を取得しております。当社は、日本で患者数が多い花粉症(季節性アレルギー性鼻炎)を対象として開発しており、現在、前臨床試験の段階にあります。

なお、SR-0379及びFPP003の既存プロジェクトが進展し、新規開発化合物FPP005の開発が開始されて研究開発パイプラインが拡充される中、当社は前臨床試験等の人的リソースをFPP005等の開発に優先的に投下し、FPP004については、当面の間、バックアップ化合物の探索研究を進めていくことにいたしました。

#### c) 抗体誘導ペプチド「FPP005」（標的タンパク質：IL-23）

FPP005は、標的タンパク質IL-23に対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。

先行する抗IL-23抗体医薬品は、尋常性乾癬、乾癬性関節炎、クローン病及び潰瘍性大腸炎等の幅広い疾患を対象に開発が進んでおります。当社は、2021年1月から前臨床試験を進めております。

#### d) 抗体誘導ペプチドの研究テーマ

抗体誘導ペプチドの探索研究は、大阪大学との共同研究により実施しております。

自社研究テーマは、抗体医薬品の代替医薬品として、アレルギー性疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究を行っております。更に生活習慣病の高血圧及び抗血栓を対象とする抗体誘導ペプチド、遺伝性疾患の家族性大腸腺腫症を対象とする抗体誘導ペプチドの研究にも取り組んでおります。

また、2018年3月に大日本住友製薬株式会社との間で精神神経疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究契約、2019年2月に塩野義製薬株式会社との間で疼痛を対象とする抗体誘導ペプチドの共同研究契約<sup>(注)</sup>を締結し、製薬会社とのアライアンスのもとでの探索研究にも取り組んでおります。

さらに、2021年8月に株式会社メドレックスとの間でマイクロニードル技術を用いた抗体誘導ペプチドの次世代製剤技術開発に関する共同研究契約を締結いたしました。

(注) 塩野義製薬株式会社との共同研究については、共同研究期間を終え、本共同研究の研究成果に基づき、当社が開発化合物の創生に向けた候補化合物の最適化研究を進めております。

## **(B) 機能性ペプチド「SR-0379」**

SR-0379は、皮膚潰瘍を対象疾患とする開発化合物です。皮膚のバリア機能が欠損して様々な細菌が創面に付着している皮膚潰瘍の治療には、細菌、感染のコントロールが重要です。SR-0379は、血管新生や肉芽形成促進による創傷治癒促進作用に加え、抗菌活性を併せ持つことが強みです。当社は、SR-0379の開発により、高齢化社会を迎え重要性が増している褥瘡等の皮膚潰瘍の早期回復を促進し、患者様のQOL向上に貢献することを目指しております。

SR-0379の開発は、複数のアカデミア主導の医師主導治験、更に企業治験を経て、現在、塩野義製薬株式会社と当社の共同開発により日本での開発を進めております。2021年6月に第Ⅲ相臨床試験を開始してから被験者への治験薬投与が進んでおります。

## **(C) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防ワクチン**

当社は、大阪大学との連携のもと、抗体誘導ペプチドの技術基盤を活用し、新型コロナペプチドワクチンの研究開発を行っております。

既存のワクチン（mRNAワクチン及びウイルスベクターワクチン）と異なり、ペプチドワクチンは、一般的に重要な機能を持った短い配列（エピトープ）のみで免疫を誘導することが特徴であり、副反応が少ないワクチンになること、誘導される中和抗体のターゲット部位の特異性が高く変異が入りにくい部位をターゲットとすることで様々な変異株に対応可能なワクチンになることが期待されます。

当社は、2020年4月から、大阪大学及びアンジェス株式会社との間で、当社のペプチドワクチン技術を活用した次世代ワクチンの共同研究を実施しております。

## **(D) 機能性ペプチドの販売**

医薬品以外の分野においては、2018年3月に株式会社ファンケルから「マイルドクレンジングシャンプー」、更に2020年4月に株式会社SMV JAPANから「携帯アルコール除菌スプレー」等が発売され、当社の機能性ペプチドを含有する商品が販売されております。

これらの商品販売に関し、当社は化粧品原料商社又は販社に対して機能性ペプチドを販売しております。



以上の事業を進めた結果、当事業年度の業績は、事業収益126,869千円（前事業年度は事業収益2,970千円）、営業損失745,044千円（前事業年度は営業損失564,598千円）、経常損失679,654千円（前事業年度は経常損失505,080千円）、当期純損失682,265千円（前事業年度は当期純損失507,930千円）となりました。

・事業収益

事業収益は、前事業年度に比べ123,899千円増加し、126,869千円となりました。

当事業年度は、塩野義製薬株式会社からのSR-0379の日本での第Ⅲ相臨床試験開始時のマイルストーン125,000千円及び株式会社SMV JAPAN等に対する機能性ペプチド販売額1,869千円を計上いたしました。

・事業費用、営業損失、経常損失及び当期純損失

事業費用は、前事業年度に比べ304,345千円増加し、871,914千円となりました。

研究開発費はSR-0379の臨床試験費用の増加等により前事業年度に比べ298,513千円増加の662,112千円、その他の販売費及び一般管理費は株式上場関連費用の増加等により前事業年度に比べ6,834千円増加の209,419千円を計上いたしました。

この結果、営業損失は745,044千円（前事業年度は営業損失564,598千円）、経常損失は679,654千円（前事業年度は経常損失505,080千円）及び当期純損失は682,265千円（前事業年度は当期純損失507,930千円）となりました。

## (研究開発パイプライン)

当社の研究開発パイプラインのうち、進行中の医薬品プロジェクトは以下のとおりであります。

※ 「2021年12月期決算短信」にて公表いたしました2022年2月14日時点の情報を記載しております。

### <開発品>

種類	開発品	対象疾患	事業化 想定地域	臨床試験 実施地域	探索 研究	前臨床 試験	臨床試験			導出先等
							第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	
機能性 ペプチド	SR-0379	皮膚潰瘍	全世界	日本			第Ⅲ相臨床試験 実施中			塩野義製薬(株) (全世界のライセンス契約)
抗体誘導 ペプチド	FPP003 (標的：IL-17A)	乾癬	全世界	豪州			第Ⅰ/Ⅱa相臨床試験 実施中			大日本住友製薬(株) (北米のオプション契約)
		強直性脊椎炎 (注)1		—		前臨床試験				
	FPP004 (標的：IgE)	花粉症 (季節性アレルギー 性鼻炎)	全世界	—		前臨床試験				未定
	FPP005 (標的：IL-23)	乾癬 (注)2	全世界	—		前臨床試験				未定

- (注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」の支援の成果に基づき、開発を進めています。
2. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」の支援の成果に基づき、開発を進めています。

### <研究テーマ>

種類	対象疾患	提携企業
抗体誘導ペプチド	精神神経疾患	大日本住友製薬(株) (精神神経疾患に関する研究契約)
	疼痛	
	高血圧	
	アレルギー性疾患	塩野義製薬(株) (疼痛に関する共同研究)
	抗血栓	(株)メディパルホールディングス (研究開発支援)
	家族性大腸腺腫症 (注)	
	その他	
感染症予防ワクチン	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	アンジェス(株) (共同研究)

(注) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 「橋渡し研究プログラム (PreB)」の支援を受けて、香川大学、大阪大学、京都府立医科大学及び岡山大学との産学連携により実施しています。

**② 設備投資の状況**

当事業年度に実施しました設備投資の総額は5,326千円であり、これは主に細胞実験機器の取得によるものであります。

**③ 資金調達の状況**

当社は、2020年12月25日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2021年1月27日を払込日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、236,568千円の調達を行いました。

また、新株予約権の発行及び行使により、53,201千円の調達を行いました。

**④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年12月期)	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年12月期)
事業収益 (千円)	355,866	301,417	2,970	126,869
経常損失 (△) (千円)	△8,744	△232,293	△505,080	△679,654
当期純損失 (△) (千円)	△11,937	△235,183	△507,930	△682,265
1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△1.06	△20.25	△40.37	△39.58
総資産 (千円)	1,377,016	1,016,683	3,720,623	3,364,713
純資産 (千円)	1,165,906	930,723	3,568,534	3,176,039
1株当たり純資産 (円)	100.39	80.14	213.09	178.57

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失(△)並びに1株当たり純資産については、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、機能性ペプチドに関する大学発の技術シーズを主に医薬品分野に応用することで社会に貢献することを目指しております。このような背景のもと、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

##### ① 研究開発パイプラインの充実

当社の将来収益の源泉は、抗体誘導ペプチドを次々と生み出すプラットフォーム技術であります。

当社は、当社の強みである抗体誘導ペプチドを創出するプラットフォーム技術「STEP UP」に基づき、大阪大学をはじめとする大学等の研究機関との間で共同研究を実施し、新規開発品や研究テーマを拡充して研究開発パイプラインの強化を図ってまいります。

##### ② 製薬会社等との提携契約の獲得

医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社は、研究開発の早期段階から製薬会社等との提携関係を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針であります。

当社は、複数の製薬会社等との間で、ライセンス契約、研究開発支援契約及び共同研究契約等を締結しており、今後も、新規の提携契約を獲得できるように努めてまいります。

##### ③ 研究開発資金の調達

研究開発を継続的に実施するため、新規研究テーマや開発品に充当する研究開発資金が必要となります。

当社といたしましては、製薬会社等との提携による研究開発資金の確保を図る一方で、資本市場からの資金調達を検討してまいります。

##### ④ 人材の獲得

当社は、研究開発に従事する中で、当社が研究開発戦略を描いたうえで、製造及び研究開発に関する業務を積極的に外部委託しております。これにより、小規模組織で運営を行っておりますが、今後、研究開発パイプラインを構成する開発品が充実したり、創薬研究テーマが増加した場合には、業容拡大に伴い必要に応じて人材の拡充を図ってまいります。

また、管理部門では、効率的な内部統制を構築し、少人数による運営体制を構築しておりますが、必要に応じて適切な人材を採用していく方針であります。

**(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)**

当社は、大阪大学等の研究成果である機能性ペプチドの研究開発を進め、医薬品として商業化することを主な事業としております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)**

本 社	大阪府茨木市
東 京 オ フ ィ ス	東京都渋谷区
千里リサーチセンター	大阪府吹田市

- (注) 1. 2021年6月に本社を大阪府茨木市より同市内に移転いたしました。  
2. 2021年6月に彩都オフィス及び千里オフィスを統合・移設し、千里リサーチセンターを新設いたしました。

**(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	5名増	46.1歳	3.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、派遣社員1名(年間の平均人員)は含んでおりません。  
2. 使用人数が前事業年度末と比べて5名増加しております。主な要因は、業容拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

**(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)**

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年6月1日付をもって、本社を大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号に移転いたしました。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 56,000,000株

(2) 発行済株式の総数 17,786,100株

- (注) 1. 2021年1月27日付のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に伴い、発行済株式の総数は395,600株増加しております。  
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は643,800株増加しております。

(3) 株主数 7,775名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
森下 竜一	1,740,000株	9.8%
平井 昭光	1,390,000	7.8
SBI4&5投資事業有限責任組合	1,190,400	6.7
塩野義製薬株式会社	1,095,200	6.2
三好 稔美	1,025,000	5.8
有限会社アドバンステクノロジー	1,000,000	5.6
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	793,600	4.5
株式会社SOLA	750,000	4.2
株式会社メディパルホールディングス	595,200	3.3
株式会社ReBeage	575,000	3.2

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権 ストック・オプション
発行決議日		2015年3月31日
新株予約権の数		66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 330,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 250,000円 (1株当たり 50円)
権利行使期間		2017年4月16日から 2025年3月31日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
	監査役	—

		第4回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2015年9月17日	2015年9月17日
新株予約権の数		110個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 550,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2017年10月1日から 2025年6月15日まで	2015年10月1日から 2025年9月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 195,000株 保有者数 2名 (注) 3	—
	社外取締役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名



		第5回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2015年12月18日	2015年12月18日
新株予約権の数		55個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 275,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2018年1月1日から 2025年12月17日まで	2016年1月1日から 2025年12月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 85,000株 保有者数 3名	—
	社外取締役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
- (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権の相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えない。
- (5) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。

- (6) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行使することができない。
- ① 禁固以上の刑に処された場合
  - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
  - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
  - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
  - (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
  - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を相続しないものとする。
  - (4) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
  - (5) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行使することができない。
- ① 禁固以上の刑に処された場合
  - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
  - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
  - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
3. 第4回新株予約権のうち、取締役（社外取締役を除く）2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
4. 2017年1月13日付で行った1株を5,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2021年11月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権（行使価額修正条項付）

新株予約権の総数	43,000個
発行価額	新株予約権 1 個当たり87円 (総額3,741,000円)
当該発行による潜在株式数	普通株式 4,300,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込期日	2021年12月13日
調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,268,841,000円（注）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：1株当たり297円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をSBI証券株式会社に割当てております。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三好稔美	
取締役	富岡英樹	研究開発部長兼CSO
取締役	林毅俊	管理部長兼CFO
取締役	栄木憲和	エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス株式会社 社外取締役 東和薬品株式会社 社外取締役 (監査等委員) ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 キッズウェル・バイオ株式会社 (株式会社ジーンテ クノサイエンスより社名変更) 社外取締役
常勤監査役	堀口基次	
監査役	松田修一	ウエルインベストメント株式会社 取締役会長 株式会社コメリ 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役 マークラインズ株式会社 社外監査役
監査役	南成人	仰星監査法人 理事長 日本公認会計士協会 常務理事

- (注) 1. 取締役栄木憲和氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役堀口基次氏、監査役松田修一氏及び監査役南成人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松田修一氏及び監査役南成人氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役松田修一氏は、早稲田大学の名誉教授 (商学博士) であります。
  - ・ 監査役南成人氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2021年3月25日をもって、平井昭光氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、C4U株式会社 代表取締役でありました。
5. 当社は、取締役栄木憲和氏、常勤監査役堀口基次氏、監査役松田修一氏及び監査役南成人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役となります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	27,750 (4,500)	27,750 (4,500)	— (—)	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,200 (15,200)	15,200 (15,200)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	42,950 (19,700)	42,950 (19,700)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 1. 上表には、2021年3月25日付で退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2015年3月31日開催の定時株主総会において第3回新株予約権80個分の公正な評価額、2015年6月16日開催の臨時株主総会において第4回新株予約権10個分の公正な評価額、更に2015年12月18日開催の臨時株主総会において第5回新株予約権35個分の公正な評価額を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2015年3月31日開催の定時株主総会において第3回新株予約権7個分の公正な評価額、2015年6月16日開催の臨時株主総会において第4回新株予約権10個分の公正な評価額、更に2015年12月18日開催の臨時株主総会において第5回新株予約権7個分の公正な評価額を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

## ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すると同時に会社への帰属意識を担保できる意味で同業他社との比較に於いて競争力のある報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

役員の報酬等の額の決定にあたっては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役については取締役会において、監査役については監査役会において、会社及び個々の役員の業績を勘案し決定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬や非金銭報酬を採用しておりません。なお、過去にストック・オプションを発行しておりますが、現在は原則として固定の基本報酬のみとする方針であります。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役栄木憲和氏は、エイキコンサルティング合同会社の代表社員、アンジェス株式会社、ソレイジア・ファーマ株式会社及びキッズウェル・バイオ株式会社の社外取締役、また、東和薬品株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。アンジェス株式会社は、当社の株主であります。また、当社はアンジェス株式会社との間で共同研究契約を締結しており、経費を負担しておりますが、その負担額は僅少であります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役松田修一氏は、ウエルインベストメント株式会社の取締役会長、また、株式会社コメリ及び株式会社ミロク情報サービス株式会社の社外取締役並びにマークライنز株式会社の社外監査役であります。また、2021年6月16日まで株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外取締役、2021年6月11日まで日本ベンチャーキャピタル株式会社の社外監査役でありました。ウエルインベストメント株式会社は、当社の株式を所有する投資事業組合の業務執行者であります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役南成人氏は、仰星監査法人の理事長及び日本公認会計士協会の常務理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 栄木 憲和	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、大手の製薬会社を経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 堀 口 基 次	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、複数の製薬会社や創薬ベンチャーでの経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 松 田 修 一	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、学者としての専門的見地及び多数の社外役員の経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 南 成 人	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、また、監査役会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社の役員及び従業員に周知徹底を図る。
- b. コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
- c. 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- d. 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

#### ③ 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

- a. 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
- b. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
  - b. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等もないため、該当事項はありません。
- ⑥ 監査役の職務を補助する従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
  - b. 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。
  - b. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。
  - c. 取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
  - d. 上記cの報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き  
その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る  
方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
  - b. 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
  - c. 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- a. 当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととする。
  - b. 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定と業務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を15回実施しております。

### ② 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役3名（すべて社外監査役）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。



す。また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席、各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により、経営に対する適切な監視と効率的な監査を実施しております。なお、当事業年度におきましては、監査役会を12回実施しております。

### ③ 内部監査の実施

内部監査担当者は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

### ④ コンプライアンス及びリスク管理

当社のリスク管理体制としては、取締役会等の重要会議を通じて、情報収集やリスクの共有を図ることで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスについては、当事業年度において、コンプライアンス委員会を2回開催しており、取締役及び従業員への啓蒙活動を行っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,355,490</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>188,674</b>
現金及び預金	3,007,138	未払金	98,332
貯蔵品	50,906	未払費用	34,287
前渡金	261,479	未払法人税等	15,694
前払費用	10,449	前受金	39,000
その他	25,516	預り金	1,359
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,223</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>188,674</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,574</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物附属設備	302	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,172,349</b>
工具、器具及び備品	5,271	資本金	2,350,451
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>796</b>	資本剰余金	2,349,451
商標権	597	資本準備金	2,349,451
ソフトウェア	198	利益剰余金	△1,527,552
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,852</b>	その他利益剰余金	△1,527,552
長期前払費用	492	繰越利益剰余金	△1,527,552
差入保証金	2,360	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>3,689</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,176,039</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,364,713</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,364,713</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		126,869
事業費用		
事業原価	382	
研究開発費	662,112	
その他の販売費及び一般管理費	209,419	871,914
<b>営業損失(△)</b>		<b>△745,044</b>
営業外収益		
受取利息	31	
補助金収入	73,333	
その他	168	73,532
営業外費用		
株式交付費	7,089	
為替差損	1,052	
その他	0	8,142
<b>経常損失(△)</b>		<b>△679,654</b>
<b>税引前当期純損失(△)</b>		<b>△679,654</b>
法人税、住民税及び事業税		2,610
<b>当期純損失(△)</b>		<b>△682,265</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,207,410	2,206,410	△845,287	3,568,534	—	3,568,534
当期変動額						
新株の発行	143,040	143,040		286,080		286,080
当期純損失(△)			△682,265	△682,265		△682,265
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					3,689	3,689
当期変動額合計	143,040	143,040	△682,265	△396,184	3,689	△392,494
当期末残高	2,350,451	2,349,451	△1,527,552	3,172,349	3,689	3,176,039

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してしております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載してしております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

### 4. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与えております。当社計算書類の作成においては、一定期間後に徐々に収束すると仮定して、固定資産の減損の判定を実施しております。

なお、当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が当事業年度の業績に一定程度影響を与えたものの、会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期やその他の状況の経過等が変化した場合も、翌事業年度以降の会計上の見積りには重要な影響を与えないものと考えております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,538千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	16,746,700株	1,039,400株	一株	17,786,100株

(注) 1. 2021年1月27日付のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に伴い、発行済株式の総数は395,600株増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は643,800株増加しております。

#### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,841,200株



## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	3,007,138	3,007,138	—
② 未 払 金	(98,332)	(98,332)	—
③ 未 払 法 人 税 等	(15,694)	(15,694)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### ① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ② 未払金 並びに ③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の償却に係る損金算入限度超過額等でありましたが、その全額について評価性引当額を計上していません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 178.57円

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △39.58円

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

株式会社ファンペップ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンペップの2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月16日

株式会社ファンペップ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	堀	基次	㊟
監査役（社外監査役）	松田	修一	㊟
監査役（社外監査役）	南	成人	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> み よ し と し み <b>三好 稔美</b> (1964年3月23日)	1988年4月 三井大牟田病院勤務 1991年4月 森下製薬(株) (現サノフィ(株)) 入社 1998年10月 日本ウエルカム(株) (現グラクソ・スミスクライン(株)) 入社 2002年12月 サノフィ・サンテラボ(株) (現サノフィ(株)) 入社 2004年7月 MBLベンチャーキャピタル(株)入社 2006年1月 日興アントファクトリー(株) (現アント・キャピタル・パートナーズ(株)) 入社 2013年1月 そーせいグループ(株) 顧問 2013年10月 当社 監査役 2015年3月 当社 取締役 2016年7月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル(株) (現そーせいCVC(株)) 入社 ディレクター 2020年1月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	1,025,000株
<b>【選任理由】</b> 三好稔美氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社を経験し、また、投資ファンドにおいてベンチャー企業を成長に導いた経験から当社の適切な経営ができるものと期待しております。			
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> と み お か ひ で き <b>富岡 英樹</b> (1971年8月13日)	1997年4月 小野薬品工業(株)入社 2005年12月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 入社 2015年7月 当社入社 開発研究部長 2015年12月 当社 取締役 研究開発部長 2019年3月 当社 取締役 研究開発部長兼CSO (現任)	105,000株
<b>【選任理由】</b> 富岡英樹氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社で研究開発をした経験を有し、その経験と幅広い見識により当社の研究開発全般に対する適切な経営ができるものと期待しております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> はやし たけ とし <b>林 毅 俊</b> (1973年2月17日)	1997年4月 (株)富士総合研究所(現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株))入社 2001年6月 メドジーンバイオサイエンス(株)(現アンジェス(株))入社 2007年9月 同社 経営企画部長 2010年2月 (株)キャンバス入社 2014年6月 Delta-Fly Pharma(株)入社 財務管理担当 上級部長 2015年5月 当社入社 経営企画部長兼CFO 2015年12月 当社 取締役 管理部長兼CFO(現任)	-
<p><b>【選任理由】</b>            林毅俊氏を取締役候補者とした理由は、過去、複数のベンチャー企業において財務に係る業務を幅広く経験し、また、IR業務にも精通しているため、その経験と見識により当社の管理全般を担当できるものと期待しております。</p>			
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> えい き のり かず <b>栄木 憲 和</b> (1948年4月17日)	1969年4月 シェル石油(株)(現RSエナジー(株))入社 1973年6月 松下電工(株)(現パナソニック(株))入社 1979年8月 日本チバガイギー(株)入社 1994年1月 バイエル薬品(株)入社 1997年3月 同社 取締役就任(滋賀工場長) 2002年7月 同社 代表取締役社長 2007年1月 同社 代表取締役会長 2010年4月 同社 取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株)(現アンジェス(株)) 取締役(現任) 2015年1月 エイキコンサルティング合同会社 代表 社員(現任) 2015年3月 当社 取締役会長 2015年6月 東和薬品(株) 社外取締役(監査等委員) (現任) 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 (現任) 2017年1月 当社 社外取締役(現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス(現キッズウ エル・バイオ(株)) 社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス(株) 社外取締役 東和薬品(株) 社外取締役(監査等委員) ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 キッズウエル・バイオ(株) 社外取締役	50,000株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>            栄木憲和氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に大手製薬会社を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> うね つとむ 采 孟 (1947年12月11日)	1970年4月 第一製薬(株) (現第一三共(株)) 入社 1999年6月 同社 取締役 2002年10月 同社 常務取締役 2006年6月 同社 代表取締役専務 2007年4月 第一三共(株) 取締役 専務執行役員 2009年5月 Ranbaxy Laboratories Limited (現Sun Pharmaceutical Industries Limited) 非常勤取締役 取締役会議長 2016年6月 (株)ソラスト 社外取締役 2016年8月 当社 特別顧問 (現任)	-
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 采孟氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に大手製薬会社を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> くぼた ひろし 久保田 洋 (1953年8月3日)	1977年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年1月 垂細亜証券印刷(株) (現(株)プロネクサス) 入社 2005年6月 同社 取締役 大阪支店長 2008年6月 (株)池田銀行 (現(株)池田泉州銀行) 入行 常務執行役員 2009年10月 (株)池田泉州ホールディングス 執行役員 2010年6月 (株)池田泉州銀行 取締役 2011年6月 同行 常務取締役 2012年6月 (株)池田泉州ホールディングス 取締役 2014年6月 同社 代表取締役 (株)池田泉州銀行 代表取締役専務 2016年6月 エイ・リーシング(株) (現池田泉州オートリース(株)) 代表取締役社長 2019年6月 同社 会長 2019年10月 (株)リーガル不動産 (現(株)LeTech) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)LeTech 社外取締役	-
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 久保田洋氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に上場企業並びに金融機関を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 采孟氏は、現在当社の特別顧問に就任しておりますが、本総会前に特別顧問委嘱契約の解約を予定しているため、当社との間には特別の利害関係はありません。また、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栄木憲和氏、采孟氏及び久保田洋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、栄木憲和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認され

た場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、采孟氏及び久保田洋氏が選任された場合は、両氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、栄木憲和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、采孟氏及び久保田洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役松田修一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

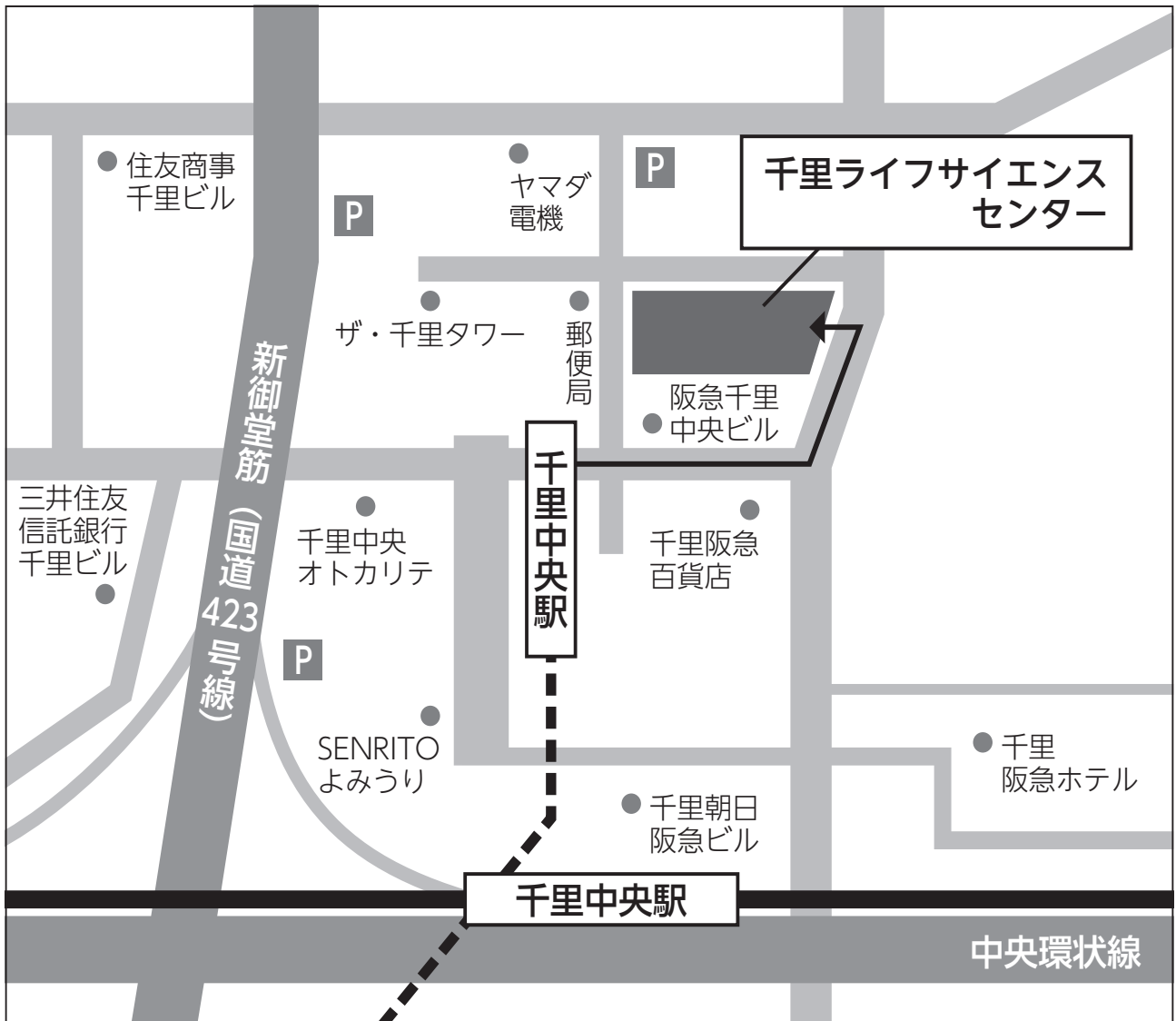
ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> </div> ま なべ じゅん や 眞 鍋 淳 也 (1973年3月1日)	1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 東京事務所入社 2000年5月 監査法人不二会計事務所入社 2006年11月 最高裁判所司法研修所入所 2007年12月 中村法律事務所入社 2009年4月 南青山M's法律会計事務所設立（現任） 2010年4月 芦屋大学経営教育学部 客員教授  (重要な兼職の状況) 南青山M's法律会計事務所	-
<b>【選任理由】</b> 眞鍋淳也氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためであります。 なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び弁護士として企業会計や企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 眞鍋淳也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、眞鍋淳也氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 眞鍋淳也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府豊中市新千里東町1-4-2  
千里ライフサイエンスセンター  
5階 サイエンスホール



交通 地下鉄御堂筋線（北大阪急行電鉄）「千里中央」駅下車 北出口すぐ  
大阪モノレール「千里中央」駅下車 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。